

第 5 回 尼崎市住環境整備審議会

平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日 (金)

1 0 時より

市議会棟 第 1 委員会室

次 第

1 議題

(1) 「尼崎市住環境整備条例」における中高層建築物等の紛争調整制度の一部見直しについて (報告)

(2) 「尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例施行規則」におけるラブホテルに係る技術的基準の一部見直しについて (報告)

2 閉会

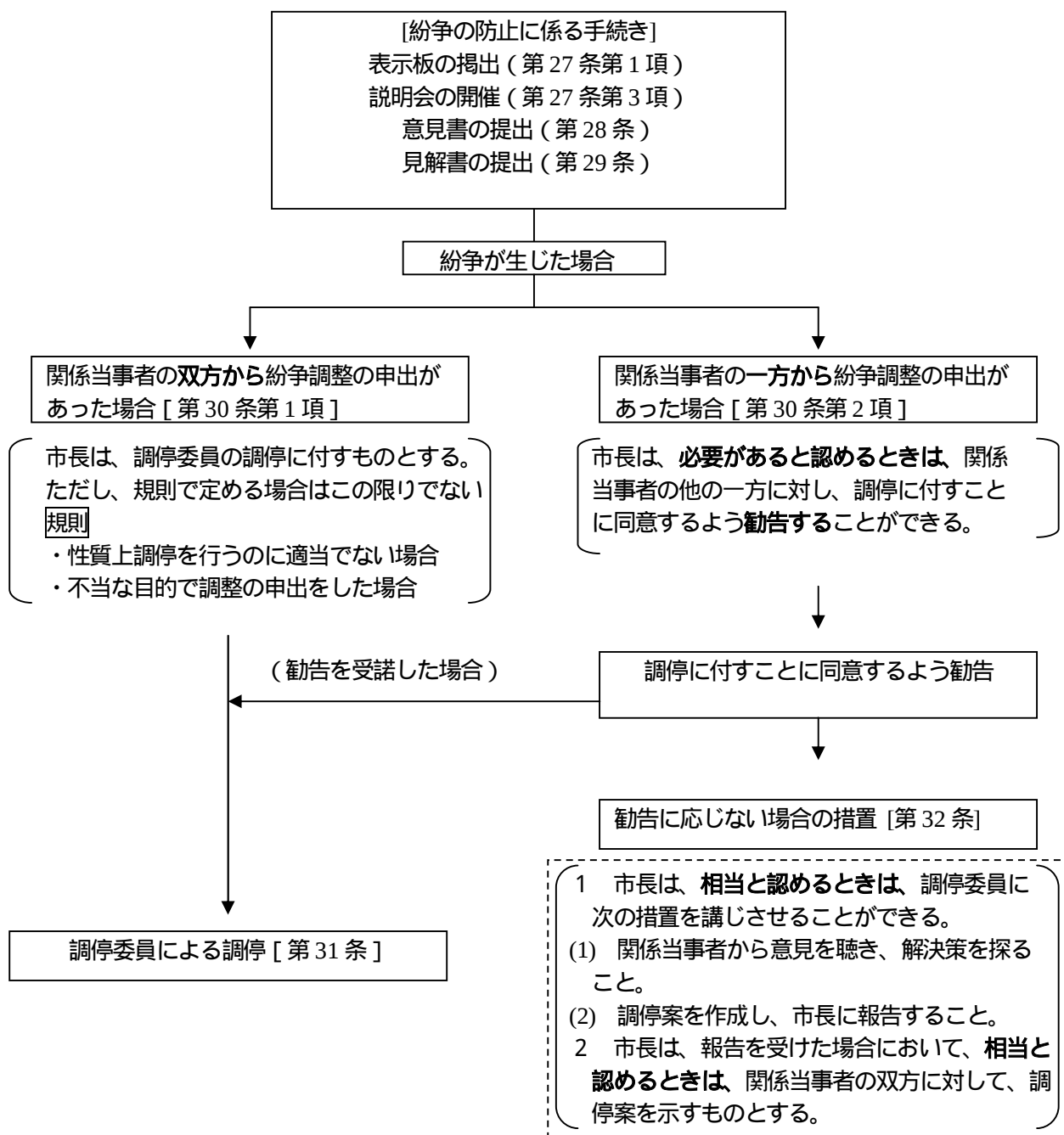
以 上

**『尼崎市住環境整備条例』における中高層建築物等紛争調整制度の
見直しについて（報告）**

1 中高層建築物等紛争調整制度について

「尼崎市住環境整備条例」（以下、「条例」という。）では、高さ10mを超える中高層建築物又は住戸の数が10以上のワンルームマンションの建築等（以下、「中高層建築物等」という。）に係る紛争を防止するために、表示板の掲出、説明会の開催、意見書及び見解書の提出等の手続を設けている。しかしながら、これらの手続を経ても紛争が生じた場合、関係当事者である住民、事業者双方又は一方から調整の申し出があった場合に、市長は、調停委員により関係当事者間に合意が成立するよう調停を行う制度として、中高層建築物等紛争調整制度（以下、「紛争調整制度」という。）を設けている。

< 現行制度 >



2 紛争調整制度の見直しについて

住環境整備審議会からの答申を受け、紛争調整制度を設けた平成16年10月から平成23年10月までの高さ10mを超える中高層建築物の届出は379件、住戸の数が10以上のワンルームマンションの建築物の届出は204件であった。そのうち、紛争が生じ調停委員による調停に付したものが18件あった。

現行の紛争調整制度では、関係住民、事業者の双方から調整の申し出が行われた場合、市長は調停に付すことができるが、住民側からの申し出だけ行われた場合、市長は必要があると認めるとき、事業者側に調停に付すことに同意するよう勧告することができることとなっている。しかしながら、事業者側が勧告にも応じないときには、条例第32条において、市長は相当と認めるときは、調停委員に関係当事者から意見を聴き、当該建築紛争の解決策を探ることができ、また紛争の解決に資する調停案を作成し、市長に報告して、市長は双方に対し調停案を示すものと規定している。

しかし、この制度では、調停委員が勧告に応じない事業者を呼んで意見を聴こうとしても、拒否する可能性もあり、また事業者が調停に付すことに同意していない状況では、適切な調停案の作成が困難であり、事業者がこれを受け入れる可能性は低いものと考えられる。

こうした課題に対応するため、紛争調整のあり方について、兵庫県、大阪府下他都市の紛争調整制度の規定を参考に見直しの検討を行った。（資料1）

（改正内容）

市長は、関係当事者の一方から調整の申し出があった場合において、必要があると認めるときは、事業者に調停に付すことに同意するよう行った勧告に応じない場合に、事業者の氏名又は名称及び該当事項を公表を行うことができる措置規定を設ける。

現行制度

改正案

第32条（勧告に応じない場合の措置）

- 1 市長は、**相当と認めるときは**、調停委員に次の措置を講じさせることができる。
 - (1) 関係当事者から意見を聴き、解決策を探ること。
 - (2) 調停案を作成し、市長に報告すること。
- 2 市長は、報告を受けた場合において、**相当と認めるときは**、関係当事者の双方に対して、調停案を示すものとする。

市長は、関係当事者の一方が第30条第2項の勧告に応じない場合には、**相当と認めるときは**、事業者の氏名又は名称及び該当事項を公表することができる。

なお、現行規定では、条例の中で調整の申し出期間を定めておらず、現在は意見書の提出期間と同じ2週間以内として運用しているが、上記の見直しに合わせて今回条例に明記することとする。

3 今後の予定

平成23年 12月 住環境整備条例の改正について議決

平成24年 1月 条例施行規則の改正
改正内容について周知

4月 条例及び施行規則施行

以 上

兵庫県・大阪府下他都市の紛争制度

		調停の開始	調停に参画しない者への措置、公表
兵庫県下	尼崎市	・当事者の双方から、市長に調停の申し出があったとき。 ・当事者の一方から、市長に調停の申し出があったとき、市長は必要があると認めたときは、当事者の他の一方に調停に付するように勧告し、勧告を受諾したとき。	・調停に付すことに同意する旨の勧告を行う。 ・当事者の他の一方が勧告に応じない場合は、調停委員が関係当事者から意見を聴き、当該建築紛争の解決策を探り、調停案を作成。市長から関係当事者の双方に対して、当該調停案を示す。 ・公表の規定なし。
	西宮市	・当事者の一方から、市長に調停の申し出があったとき。	・事業主が通知を受けたにもかかわらず調停に応じない意思を示した又は正当な理由なく調停を欠席したとき、出席するよう勧告し、当該勧告に応じない事業主の氏名又は名称及び該当事項を公表。
	宝塚市	(あっせん) ・当事者の一方または双方から市長に調停の申出があると、まず、市職員によるあっせんが行われる。 (調停) ・あっせんが打ち切られた場合、まちづくり専門委員による調停に付すことを勧告する。	・市長は、あっせんを打ち切った場合、当事者の双方に対し、まちづくり専門委員による調停に移行するよう勧告することができる。 ・当事者間に合意が成立することが困難であると認める場合において、相当と認めるときは、一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、30日以上の期間を定めて、その受諾を勧告することができる。 ・公表の規定なし。
	芦屋市	・当事者の双方から、市長に調停の申し出があったとき。	・当事者の一方から調停の申請を受けた場合において、必要があると認めるときは、他の当事者に対し、調停に付すことに同意するように勧告することができる。 ・公表の規定なし
	姫路市	(あっせん) ・市長は、当事者の双方から紛争の調整について書面によりあっせんの申出があったときは、あっせんを行う。 ・前項の規定にかかわらず、市長は、当事者の一方からあっせんの申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、あっせんを行うことができる。 (調停) ・市長は、前項の規定にかかわらず、当事者の一方が第1項の規定による勧告を受諾した場合において、相当の理由があると認めるときは、調停を行うことができる。	・市長は、あっせんを打ち切った場合において、必要があると認めるときは、当事者に対し、調停に移行するように勧告することができる。 ・市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めて、当事者又は工事施行者等に対し、出頭若しくは関係図書の提出を求め、又は前条の規定による工事の着手の延期若しくは工事の停止の勧告をした場合において、その求め又は勧告を受けた者がその求め又は勧告に正当な理由なく応じないときは、その旨を公表することができる。
	加古川市	(あっせん) ・市長は、特定開発事業等に関して関係住民及び特定開発事業者等又は工事施工者（以下「当事者」という。）の間で紛争が生じた場合において、双方から紛争の調整の申出があったときは、あっせんを行う。 ・市長は、前項の規定にかかわらず、当事者の一方から紛争の調整の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、あっせんを行うことができる。 (調停の申出) ・市長は、あっせんを打ち切った場合において、当事者の双方から調停の申出があったときは、調停に付すものとする。	・市長は、当事者の一方から調停の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、当事者の他方に対し、期限を定めて調停に付すことを受諾するよう勧告することができる。 ・市長は、勧告を受けた者が、当該勧告に正当な理由なく応じないときは、その事実を公表することができる。

紛争調整制度を設けていない市町：神戸市、明石市、伊丹市、川西市、三田市、猪名川町

		調停の開始要件	調停に参画しない者への措置、公表
大阪府下	堺市	(あっせん) - 当事者の一方又は双方から中高層建築物等の建築に係る紛争の調整の申出があったときは、双方の主張を聴取し、紛争が自主的に解決されるようあっせんに努めるものとする。 (調停) - 市長は、当事者双方からなされたとき、又は当事者の一方からの申出について他の当事者が合意したときは、堺市中高層建築物等紛争調停委員会に調停を付託するものとする。	- 堺市中高層建築物等紛争調停委員会(以下「委員会」という。)は、工事の施行者に対し委員会への出席を求める場合は、中高層建築物等紛争調停委員会出席要請書によりその者に通知。 - 公表の規定なし。
	豊中市	- 市長は、近隣等及び建築主の双方から紛争の申し出あったときは、豊中市中高層建築物等紛争あっせん委員会にあっせんに付託する。 - 市長は、紛争当事者の一方から紛争の調整の申し出があったときは、他方にその旨を通知し、同意を得たときはあっせんに付託する。 (調停) - 紛争当事者の双方から紛争の調停の申出があったときは、豊中市中高層建築物等紛争調停委員会に調停を付託する。 - 紛争当事者の一方から紛争の調停の申出があったときは、他方の紛争当事者にその旨を通知し、その者の同意を得たときは、豊中市中高層建築物等紛争調停委員会に調停を付託する。	(あっせん) - 市長は、紛争の調整の申し出通知の同意が得られないときは、同意をしない他方の紛争当事者にあっせんに応じるよう勧告することができる。 (調停) - 同意が得られないときは、同意をしない他方の紛争当事者に調停に応じるよう勧告することができる。 - 市長は、あっせん及び調停開始後、関係者に対し、意見を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めて応じない者に対し、その旨を公表することができる。

紛争調整制度を設けていない市町：大阪市、高槻市、池田市、東大阪市、四条畷市、泉南市

尼崎市住環境整備条例

昭和 59 年 12 月 24 日

条例第 44 号

第 5 章 事前協議制度

第 3 節 紛争の防止

(表示板の掲出等)

第 27 条 中高層建築物を建築しようとする者又はワンルームマンションを新築しようとする者は、規則で定めるところにより、氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)、事業の概要その他規則で定める事項を記載した表示板を事業予定地の公衆の見やすい場所に掲出しておかなければならない。

2 前項の規定による表示板に記載されている事業によって住環境に影響を受け、又は受けるおそれのある住民(以下「関係住民」という。)は、当該表示板が掲出された日から起算して2週間以内に、当該表示板を掲出した者に対し、当該事業についての説明を求めることができる。

3 前項の規定により関係住民から表示板に記載されている事業についての説明を求められた者は、関係住民に対し、当該事業の内容が十分に理解されるような方法によって、説明会を開催しなければならない。

4 前項の規定により説明会を開催しようとする者は、関係住民に対し、あらかじめ、説明会の開催の日時及び場所その他説明会の開催に必要な事項の周知を図るための措置を講じなければならない。

5 第 3 項の規定により説明会を開催した者は、当該説明会の終了後、速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。

(意見書の提出等)

第 28 条 前条第 2 項の規定により表示板に記載されている事業についての説明を受けた関係住民は、当該説明会の終了の日から起算して2週間以内に、当該事業に対する意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、速やかに、当該意見書の写しを前条第 3 項の規定により説明会を開催した者に送付するものとする。

(見解書の提出)

第 29 条 前条第 2 項の規定により市長から意見書の写しの送付を受けた者は、規則で定めるところにより、当該意見に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による見解書の提出があつたときは、速やかに、当該見解書の写しを前条第 1 項の規定により意見書を提出した者に送付するものとする。

第4節 紛争の調整

(調停)

第30条 市長は、中高層建築物の建築又はワンルームマンションの新築に伴う紛争(以下「建築紛争」という。)が生じた場合において、関係当事者(建築紛争に係る関係住民、中高層建築物を建築しようとする者又はワンルームマンションを新築しようとする者をいう。以下同じ。)の双方から当該関係当事者間の建築紛争に係る調整の申出(以下「調整の申出」という。)があったときは、当該建築紛争を尼崎市中高層建築物等紛争調停委員(以下この節において「調停委員」という。)の調停(以下この節及び第45条の2において「調停」という。)に付すものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 市長は、関係当事者の一方から調整の申出があった場合において、必要があると認めるときは、関係当事者の他の一方に対し、当該建築紛争を調停に付すことに同意するよう勧告することができる。

第31条 調停委員は、前条第1項の規定により調停に付された建築紛争について、関係当事者間に合意が成立するよう調停を行うものとする。

2 調停委員は、相当と認めるときは、一切の事情を考慮して調停案を作成し、関係当事者の双方に示すことができる。

3 調停委員は、前項の規定により調停案を関係当事者の双方に示したときは、その内容を市長に報告するものとする。この場合において、市長は、相当と認めるときは、関係当事者の双方に対して、7日以上期間を定めて、当該調停案の受諾を勧告することができる。

4 調停委員は、調停の続行が困難と判断したときは、調停を打ち切ることができる。

5 第3項の規定による勧告がなされた場合において、指定された期間内に関係当事者から受諾しない旨の申出があったときは、当該関係当事者間の調停は、打ち切られたものとみなす。

6 前各項に定めるもののほか、調停の実施について必要な事項は、規則で定める。

第32条 市長は、関係当事者の一方が第30条第2項の規定による勧告に応じない場合において、相当と認めるときは、調停委員に次に掲げる措置を講じさせることができる。

(1) 建築紛争に係る関係当事者から意見を聴き、当該建築紛争の解決策を探ること。

(2) 前号の措置を踏まえ、当該建築紛争の解決に資する調停案を作成し、市長に報告すること。

2 市長は、前項第2号の報告を受けた場合において、相当と認めるときは、関係当事者の双方に対して、当該調停案を示すものとする。

第 8 章の 2 届出等の不履行に係る指導等

(工事の着手の延期又は停止の勧告)

第 45 条の 2 市長は、大規模開発事業者若しくは開発事業者が前条の規定による指導に従わないとき又は関係当事者(建築紛争に係る関係住民を除く。以下この条及び次条において同じ。)が第 30 条第 2 項の規定による勧告に応じないときその他調停の円滑な実施のため必要があると認めるときは、当該大規模開発事業者若しくは開発事業者又は関係当事者に対し、期間を定めて当該大規模開発事業若しくは開発事業又は中高層建築物の建築若しくはワンルームマンションの新築に係る工事の着手の延期又は停止を勧告することができる。

(工事の着手の延期等の勧告に係る公表)

第 45 条の 3 市長は、大規模開発事業者若しくは開発事業者又は関係当事者が前条の規定による勧告に応じないときは、当該勧告の内容及びこれに対する大規模開発事業者若しくは開発事業者又は関係当事者の対応の内容を公表することができる。

2 第 15 条の 8 第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定による公表を行う場合について準用する。

『尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例施行規則』におけるラブホテルに係る技術的基準の一部見直しについて（報告）

1 ラブホテルに対する規制誘導の経緯と課題

尼崎市では、昭和５８年に、住環境の向上と青少年の健全な育成に資することを目的とした『尼崎市住環境の向上のための建築等の規制に関する条例』を制定して、遊技場及びラブホテルについて、商業地域以外の地域での新たな建築等を禁止した。

その後、平成１８年に禁止区域の変更等により、この条例を廃止し、新たに学校・病院等の保護施設からの一定距離内の建築等を規制した『尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例』（資料１）（p11）を制定し、現在に至っている。

しかし、規則に定められているラブホテルに係る技術的基準については、昭和５８年からほぼ同じ内容で引き継がれており、近年のホテル及び旅館等の形態が変化してきている中で、現状にそぐわない内容も見受けられるようになってきていることから、現行の技術的基準の妥当性についての検討を行い、必要な見直しを行うものである。

2 見直しにあたっての検討方法及び検討結果について

(1) 検討方法

規制内容が、制度の目的として合理的かつ適正な内容であるか。

他都市の規制状況との比較

資料２（p19）

県下１０市府下５市、合計１５市を対象に調査を実施し、本市の基準との比較を行った。

（また、その他の都市についてもＨＰから必要に応じて情報を収集し比較を行った。）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）
等との整合

(2) 検討結果

条例別表第１摘要２の規則で定める技術的基準の検討結果

別紙（p2）

3 今後の予定

平成２３年１２月 規則等の改正

平成２４年 １月 施行

以 上

条例別表第1 摘要2の規則で定める技術的基準の検討結果

1 玄関の基準（規則第10条第1号）

< 現行基準 >

- (1) 玄関が次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 1階その他人の出入りしやすい場所に位置していること。
 - イ 幅が2メートル以上であること。

(1) 規制内容の合理性等

現行基準は、ホテル、旅館にとっては一般的な仕様であり、反対にラブホテルには閉鎖的なものが多く見受けられることから基準として合理性があると考ええる。

(2) 他都市との比較

調査対象市の中で、玄関の基準を規定しているところは、神戸市、明石市、加古川市、芦屋市、三田市、伊丹市、堺市、高槻市、東大阪市の9市である。

(3) 法施行令には、基準はない。

以上のことから、現行基準を見直す必要はないと考える。

2 玄関帳場又はカウンター式のフロントの基準（規則第10条第2号）

< 現行基準 >

- (2) 玄関帳場又はカウンター式のフロントが次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 玄関を出入りする客が容易に見える場所に位置していること。
 - イ ロビー及び応接室又は談話室と一体となり、開放的であること。
 - ウ 従業員と客が直接面会できること。
 - エ 受付台の長さが1.8メートル以上であること。

(1) 規制内容の合理性等

現行基準は、ホテル、旅館にとっては一般的な仕様であり、反対にラブホテルには対面式を避ける等閉鎖的なものが多く見受けられることから基準として合理性があると考ええる。

(2) 他都市との比較

調査対象市の中で、玄関帳場又はカウンター式のフロントの基準を規定しているところは、神戸市、姫路市、西宮市、明石市、加古川市、芦屋市、三田市、伊丹市、堺市、高槻市、東大阪市の11市である。

(3) 法施行令には、基準はない。

以上のことから、現行基準を見直す必要はないと考える。

3 ロビー及び応接室又は談話室に係る基準（規則第10条第3号）

< 現行基準 >

(3) ロビー及び応接室又は談話室が次に掲げる基準を満たしていること。

ア 玄関その他これに準じる出入口が設置されている階に位置していること。

イ 次に掲げる施設に設けられるロビー及び応接室又は談話室の床面積（内法寸法により算定されたものをいう。以下同じ。）の合計が、それぞれ次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 洋室の数が客室総数の2分の1以上である施設

次表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること。

宿泊者定員	床面積
30人以下	30平方メートル
31人から100人まで	宿泊者定員の数値（当該数値が40平方メートル未満のときは、40平方メートル）
101人以上	101平方メートル

(イ) 洋室の数が客室総数の2分の1未満である施設

次表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること。

宿泊者定員	床面積
30人以下	30平方メートル
31人から50人まで	40平方メートル
51人以上	51平方メートル

(1) 規制内容の合理性等

ホテル、旅館にロビー等が設けられているのは一般的な仕様であり、反対にラブホテルには設けられていない、あるいは小規模なものが多い。

このため、ロビー等の設置を求めていくことは、合理性があると考え、和室、洋室の割合によって床面積の基準を変える必要性はないと考える。

(2) 他都市との比較

調査対象市の中で、ロビー等の基準を規定している市は、神戸市、姫路市、西宮市、明石市、加古川市、芦屋市、伊丹市、堺市、高槻市、東大阪市、四条畷市の11市である。

その中で、床面積基準を定めている市は、神戸市、姫路市、高槻市、東大阪市、四条畷市の5市である。

また、本市のように洋室の数の比率による二本立ての基準をしている市は、高槻市のみである。

(3) 法施行令等との整合

法施行令においては、ロビーの床面積が次の表に掲げる基準に達しないものをラブホテルとして定義している規定がある。

(法施行令第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる基準)

収容人員の区分	床面積
	ロビー
30 人以下	30 平方メートル
31 人から 50 人まで	40 平方メートル
51 人以上	50 平方メートル

また、尼崎市旅館業に係る構造設備の基準等を定める条例施行規則（以下「尼崎市旅館業施行規則」という。）においても、法施行令と同じ基準を規定している。

法施行令及び尼崎市旅館業施行規則については、洋室の数の比率による基準を設けていない。

しかし、本市基準では、洋室の数の比率による二本立ての基準としており、その中で、洋室の数が 1/2 以上の場合の宿泊定員 41 人以上の場合に違いが生じ、宿泊者定員 101 人以上の場合で、その差が法施行令及び尼崎市旅館業施行規則の倍の面積基準となっている。

(4) 改正の内容

床面積基準については、法施行令と同じ基準に改め、洋室の数の比率による二本立ての基準を一本化することとし、次のとおり見直す。

< 改正案 >

(3) ロビー及び応接室又は談話室が次に掲げる基準を満たしていること。

ア 玄関その他これに準じる出入口が設置されている階に位置していること。

イ ロビー及び応接室又は談話室の床面積（内法寸法により算定されたものをいう。以下同じ。）の合計については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる基準を満たしていること。

4 会議、催物、宴会等の用に供するための部屋に係る基準（規則第10条第4号）

< 現行基準 >

- (4) 会議、催物、宴会等の用に供するための部屋の床面積の合計が、次表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること。

宿泊者定員	床面積
30人以下	30平方メートル
31人から50人まで	40平方メートル
51人以上	51平方メートル

- (1) 規制内容の合理性等

ラブホテルでは、会議室等を設置していることは一般的にはなく、床面積基準についても、利用上、一定の広さは必要であり、現行の基準には合理性があると考える。

- (2) 他都市との比較

調査対象市の中で、会議室等の基準を規定している市は、明石市、加古川市、芦屋市、伊丹市、堺市、高槻市、東大阪市、四条畷市の8市である。

その中で、床面積基準を定めている市は、高槻市、東大阪市、四条畷市の3市である。

- (3) 法施行令には、基準はない。

- (4) **改正の内容**

宿泊者定員51人以上の場合の床面積については、改正後のロビー及び食堂等の床面積基準との整合を図るため、次のとおり、51平方メートルを50平方メートルに見直す。

< 改正案 >

- (4) 会議の用に供するための部屋の床面積が、次表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること。

宿泊者定員	床面積
30人以下	30平方メートル
31人から50人まで	40平方メートル
51人以上	<u>50平方メートル</u>

5 食堂、レストラン又は喫茶室に係る基準（規則第10条第5号）

< 現行基準 >

(5) 食堂、レストラン又は喫茶室が次に掲げる基準を満たしていること。

ア 1階その他の人の出入りしやすい場所に位置していること。

イ 次に掲げる施設に設けられる食堂、レストラン又は喫茶室の床面積の合計が、それぞれ次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 洋室の数が客室総数の2分の1以上である施設

次表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること。

宿泊者定員	床面積
30人以下	30平方メートル
31人から100人まで	宿泊者定員の数値(当該数値が40平方メートル未満のときは、40平方メートル)
101人以上	101平方メートル

(イ) 洋室の数が客室総数の2分の1未満である施設

次表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること。

宿泊者定員	床面積(単位 平方メートル)
30人以下	30平方メートル
31人から50人まで	40平方メートル
51人以上	51平方メートル

(1) 規制内容の合理性等

ホテル、旅館に食堂等が設けられていることが多いが、反対にラブホテルには設けられていないため、食堂等の設置を求めていくことは、必要であると考ええる。

しかし、近年、宿泊客が、館内の食堂等を利用せずに外部の飲食店やコンビニエンスストア等を利用する例が増えてきていることから、必ずしも広い食堂等を設けないホテルも増えてきている状況にある。そのなかで、洋室の数が客室数の2分の1以上である施設に対する基準は過度な規制と考える。

(2) 他都市との比較

調査対象市の中で、食堂等の基準を規定している市は、神戸市、姫路市、西宮市、明石市、加古川市、芦屋市、伊丹市、三田市、堺市、高槻市、東大阪市、四条畷市の12市である。

その中で、床面積基準を定めている市は、姫路市、高槻市、東大阪市、四条畷市の4市である。

なお、洋室の数の比率による二本立ての基準をしている市はない。

(3) 法施行令との整合

法施行令においては、食堂の床面積が次の表に掲げる基準に達しないものをラブホテルとして定義している規定がある。

(法施行令第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる基準)

収容人員の区分	床面積
	食堂
30 人以下	30 平方メートル
31 人から 50 人まで	40 平方メートル
51 人以上	50 平方メートル

法施行令については、洋室の数の比率による基準を設けていない。

しかし、本市基準では、洋室の数の比率による二本立ての基準としており、その中で、洋室数が 1/2 以上の場合の宿泊定員 41 人以上の場合に違いが生じ、宿泊者定員 101 人以上の場合で、その差が法施行令の倍の面積基準となっている。

(4) 改正の内容

床面積基準は、法施行令と同じ基準に改め、洋室の数の比率による二本立ての基準を一本化することとし、次のとおり見直す。

< 改正案 >

(5) 食堂、レストラン又は喫茶室が次に掲げる基準を満たしていること。

ア 1 階その他の出入りしやすい場所に位置していること。

イ 食堂、レストラン又は喫茶室の床面積の合計については、法施行令第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる基準を満たしていること。

6 客室の基準 (規則第 10 条第 6 号)

< 現行基準 >

(6) 客室が次に掲げる基準を満たしていること。

ア 1 人用の客室 (床面積が 20 平方メートル以下のものに限る。) の数が客室総数の 3 分の 2 以上であること。

イ ダブルベッドを備える客室の数が客室総数の 10 分の 1 未満であること。

ウ 客室の出入口がフロント等に通じる共同の廊下に面していること。

(1) 規制内容の合理性等

現行基準のアは、ビジネスホテルでは問題ないが、ファミリー層等を含めた様々な宿泊形態を考えた場合、過度な規制と考えられる。

現行基準のイ及びウは、ホテル、旅館にとっては一般的な仕様であり、反対にラブホテルには設けられていないため合理性があると考える。

(2) 他都市との比較

調査対象市の中で、客室の基準を規定しているところは、神戸市、加古川市、三田市、伊丹市、堺市、高槻市、東大阪市の 7 市であり、その中で、1 人用の客室の数を定めている市は、加古川市、堺市、東大阪市の 3 市であり、そのいずれの市も客室総数の 3 分の 1 以上の数であった。

(3) 法施行令には、基準はない。

(4) **改正の内容**

以上のことから、次のとおり見直す。

<改正案>

(6) 客室が次に掲げる基準を満たしていること。

ア 1人用の客室(床面積が20平方メートル以下のものに限る。)の数が客室総数の3分の1以上であること。

イ ダブルベッドを備える客室の数が客室総数の10分の1未満であること。

ウ 客室の出入口がフロント等に通じる共同の廊下に面していること。

7 共同便所の基準 (規則第10条第7号)

<現行基準>

(7) 男女別に設けられた共同便所が、玄関が設置されている階及び客室を設置する階に設置されていること。

(1) 規制内容の合理性等

近年のホテル、旅館では、各客室に便所を設けることが一般的になってきている。

客室しか配置されていない階で、その客室内の全てに便所が設置される場合において、共用便所を設置させても利用が想定されないため、過度な規制と考えられる。

(2) 他都市との比較

調査対象市の中で、共同便所の基準を規定しているところは、神戸市、西宮市、明石市、加古川市、高槻市、東大阪市の6市である。

その中で、加古川市、高槻市は、共同便所の設置場所を1階及び必要なその他の階、東大阪市の1階及び2階と定めている。

それ以外の市は単に共同便所を有することのみを定めている。

本市のように客室を設置する全ての階に共同便所の設置を求めている市はない。

(3) 法施行令には、基準はない。

(4) **改正内容**

以上のことから、次のとおり見直す。

<改正案>

(7) 男女別に設けられた共同便所が、玄関が設置されている階及び会議室、食堂その他客等が利用する共用施設並びに便所を設けていない客室のある階に設置されていること。

検討結果新旧一覧表

旧	新
1 玄関の基準 (1) 玄関が次に掲げる基準を満たしていること。 ア 1階その他人の出入りしやすい場所に位置していること。 イ 幅が2メートル以上であること。	(変更なし)
2 玄関帳場又はカウンター式のフロントの基準 (2) 玄関帳場又はカウンター式のフロントが次に掲げる基準を満たしていること。 ア 玄関を出入りする客が容易に見える場所に位置していること。 イ ロビー及び応接室又は談話室と一体となり、開放的であること。 ウ 従業員と客が直接面会できること。 エ 受付台の長さが1.8メートル以上であること。	(変更なし)
3 ロビー及び応接室又は談話室に係る基準 (3) ロビー及び応接室又は談話室が次に掲げる基準を満たしていること。 ア 玄関その他これに準じる出入口が設置されている階に位置していること。 イ 次に掲げる施設に設けられるロビー及び応接室又は談話室の床面積（内法寸法により算定されたものをいう。以下同じ。）の合計が、それぞれ次に掲げる基準を満たしていること。 (ア) 洋室の数が客室総数の2分の1以上である施設 次表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること。	(3) ロビー及び応接室又は談話室が次に掲げる基準を満たしていること。 ア 玄関その他これに準じる出入口が設置されている階に位置していること。 イ <u>ロビー及び応接室又は談話室の床面積（内法寸法により算定されたものをいう。以下同じ。）の合計については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）第3条第1項第2号に掲げる基準を満たしていること。</u> (参考 法施行令基準)

宿泊者定員	床面積
30人以下	30平方メートル
31人から100人まで	宿泊者定員の数値（当該数値が40平方メートル未満のときは、40平方メートル）
101人以上	101平方メートル

(イ) 洋室の数が客室総数の2分の1未満である施設
次表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること。

宿泊者定員	床面積
30人以下	30平方メートル
31人から50人まで	40平方メートル
51人以上	51平方メートル

人員の区分	床面積	
	食堂	ロビー
30人以下	30平方メートル	30平方メートル
31人から50人まで	40平方メートル	40平方メートル
51人以上	50平方メートル	50平方メートル

4 会議、催物、宴会等の用に供するための部屋に係る基準

- (4) 会議、催物、宴会等の用に供するための部屋の床面積の合計が、次表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること。

宿泊者定員	床面積
30人以下	30平方メートル
31人から50人まで	40平方メートル
51人以上	51平方メートル

5 食堂、レストラン又は喫茶室に係る基準

- (5) 食堂、レストラン又は喫茶室が次に掲げる基準を満たしていること。

ア 1階その他の人の出入りしやすい場所に位置していること。

イ 次に掲げる施設に設けられる食堂、レストラン又は喫茶室の床面積の合計が、それぞれ次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 洋室の数が客室総数の2分の1以上である施設

次表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること。

宿泊者定員	床面積
30人以下	30平方メートル
31人から100人まで	宿泊者定員の数値(当該数値が40平方メートル未満のときは、40平方メートル)
101人以上	101平方メートル

(イ) 洋室の数が客室総数の2分の1未満である施設

次表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること。

宿泊者定員	床面積
30人以下	30平方メートル
31人から50人まで	40平方メートル
51人以上	51平方メートル

6 客室の基準

- (6) 客室が次に掲げる基準を満たしていること。

ア 1人用の客室(床面積が20平方メートル以下のものに限る。)の数が客室総数の3分の2以上であること。

イ ダブルベッドを備える客室の数が客室総数の10分の1未満であること。

ウ 客室の出入口がフロント等に通じる共同の廊下に面していること。

7 共同便所の基準

- (7) 男女別に設けられた共同便所が、玄関が設置されている階及び客室を設置する階に設置されていること。

- (4) 会議、催物、宴会等の用に供するための部屋の床面積の合計が、次表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること。

宿泊者定員	床面積
30人以下	30平方メートル
31人から50人まで	40平方メートル
51人以上	50平方メートル

- (5) 食堂、レストラン又は喫茶室が次に掲げる基準を満たしていること。

ア 1階その他の人の出入りしやすい場所に位置していること。

イ 食堂、レストラン又は喫茶室の床面積の合計については、法施行令第3条第1項第2号に掲げる基準を満たしていること。

(参考 法施行令基準)

収容人員の区分	床面積	
	食堂	ロビー
30人以下	30平方メートル	30平方メートル
31人から50人まで	40平方メートル	40平方メートル
51人以上	50平方メートル	50平方メートル

- (6) 客室が次に掲げる基準を満たしていること。

ア 1人用の客室(床面積が20平方メートル以下のものに限る。)の数が客室総数の3分の1以上であること。

イ ダブルベッドを備える客室の数が客室総数の10分の1未満であること。

ウ 客室の出入口がフロント等に通じる共同の廊下に面していること。

- (7) 男女別に設けられた共同便所が、玄関が設置されている階及び会議室、食堂その他客等が利用する共用施設並びに便所を設けていない客室のある階に設置されていること。

尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例

平成 18 年 12 月 27 日

条例第 62 号

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、市内における遊技場及びラブホテル（以下「規制対象施設」という。）の建築等について必要な規制を行うことにより、子どもの心身の豊かな成長に資する学校等の教育環境（以下「教育環境」という。）及び市民が健康で生き生きと暮らすことができる生活環境（以下「生活環境」という。）を保全するとともに、良好な住環境の整備及び都市環境の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遊技場 ぱちんこ屋、ゲームセンターその他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 7 号に掲げる営業（まあじゃん屋を除く。）又は同項第 8 号に掲げる営業の用に供する施設をいう。
- (2) ラブホテル 人の宿泊又は休憩の用に供する施設のうち専ら異性を同伴する客に利用させることを目的とする施設で、別表第 1に掲げる構造及び設備を有しないものをいう。
- (3) 建築等 次に掲げる行為をいう。
 - ア 建築（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 13 号に規定する建築をいう。）
 - イ 大規模の修繕（建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。）
 - ウ 大規模の模様替（建築基準法第 2 条第 15 号に規定する大規模の模様替をいう。以下同じ。）

(禁止区域)

第 3 条 規制対象施設の建築等は、別表第 2 の左欄に掲げる規制対象施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地域又は区域（以下「禁止区域」という。）内において行ってはならない。

(建築等に係る同意等)

第 4 条 禁止区域以外の区域内において規制対象施設の建築等を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、市長の同意を得なければならない。

- 2 前項の同意を得ようとする事業者は、同意申請書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、事業者で遊技場の建築等を行おうとするものから前項の規定による申請があった場合において、当該遊技場の敷地が次条の規定に違反するときは、同意しないものとする。
- 4 市長は、事業者から第 2 項の規定による申請があった場合において、その規制対象施設の建築等が、教育環境若しくは生活環境の保全に著しい支障を生じさせ、又は良好な住環境の整備若しくは都市環境の形成を著しく阻害すると認めるときは、尼崎市住環境整備審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、同意しないことができる。

(遊技場の敷地の接道要件)

第 5 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する商業地域（以下「商業地域」という。）又は市内の鉄道駅から 250 メートル以内の区域以外の区域内において遊技場の建築等を行うときは、当該遊技場の敷地は、幅員 12 メートル以上の道路（建築基準法第 42 条第 1 項に規定する道路をいう。）に接しなければならない。

(建築等計画の概要等の事前公開等)

第 6 条 事業者は、第 4 条第 2 項の規定により申請を行う日の 3 0 日前までに、住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、規制対象施設の建築等の計画 (以下「建築等計画」という。) の概要、次条第 1 項に規定する説明会の開催の日時及び場所その他規則で定める事項を記載した表示板を、当該規制対象施設の建築等の予定地 (以下「予定地」という。) 周辺の住民の見やすい場所に掲出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により表示板を掲出した後、速やかに、当該表示板を掲出した事実を証する書面を添えて、当該表示板に記載された事項の内容を市長に書面により届け出なければならない。

(説明会の開催等)

第 7 条 事業者は、前条第 1 項の表示板を掲出した日から 1 4 日を経過した日以後に、予定地周辺の住民に対し、建築等計画の内容の周知を図るための説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、第 4 条第 2 項の規定による申請の際、前項の規定により開催した説明会の結果を市長に書面により報告しなければならない。

(措置)

第 8 条 事業者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 遊技場の建築等を行うときは、規則で定める基準に適合する自転車駐車場を確保すること。
- (2) 規制対象施設の外観及び当該規制対象施設に設置される屋外広告物については、予定地周辺の良好な住環境等に配慮すること。
- (3) その他教育環境及び生活環境の保全並びに良好な住環境の整備及び都市環境の形成を図るために市長が必要と認める措置

(建築等の指導)

第 9 条 市長は、必要があると認めるときは、規制対象施設の建築等について必要な指導を行うことができる。

(中止命令等)

第 1 0 条 市長は、次に掲げる者 (以下「命令対象者」という。) に対し、規制対象施設の建築等の中止を命じ、又は当該規制対象施設の除却その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 禁止区域内において規制対象施設の建築等に着手している者
- (2) 第 4 条第 1 項の同意を得ずに規制対象施設の建築等に着手している事業者

(公表)

第 1 1 条 市長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、命令対象者が当該命令に従わないときは、当該命令及びこれに対する命令対象者の対応の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとする場合は、あらかじめ、命令対象者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 命令対象者が意見を述べた場合においては、市長は、第 1 項の規定による公表の際、当該意見の内容を併せて公表しなければならない。

4 市長は、第 1 項の規定による公表を行おうとする場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

5 前項の場合において、審議会は、命令対象者に対し、意見を求めることができる。

(立入検査)

第 1 2 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、規制対象施設、規制対象施設の敷地又は規制対象施設の建築等の現場に立ち入り、検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(規制対象施設への用途の変更への準用)

第13条 第1条及び第3条から前条までの規定は、建築物の全部又は一部の用途を変更して規制対象施設とする場合について準用する。この場合において、第1条、第3条、第4条第1項、第3項及び第4項、第5条、第6条第1項、第8条第1号、第9条、第10条並びに前条第1項の規定中「の建築等」とあるのは、「への用途の変更」と読み替えるものとする。

(審議会のその他の調査審議事項)

第14条 市長は、審議会に、第4条第4項並びに第11条第4項及び第5項(前条において準用する場合を含む。)の規定によりその権限に属させられた事項のほか、この条例の施行について必要な事項を調査審議させることができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第10条(第13条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

第17条 次のいずれかに該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第2項(第13条において準用する場合を含む。)の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

(2) 第12条第1項(第13条において準用する場合を含む。)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われているこの条例による改正前の尼崎市住環境の向上のための建築等の規制に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第3条第1項の同意の申請の取扱いについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に改正前の条例の規定によりなされた同意(前項に規定する同意の申請に対して同日以後になされた同意を含む。)は、この条例の規定によりなされた同意とみなす。

4 この条例の施行の際現に存する規制対象施設(以下「既存施設」という。)を除却したうえで行われる当該既存施設の存する敷地その他規則で定める敷地上での当該既存施設と同一規模の規制対象施設の新築若しくは改築又は既存施設の大規模の修繕若しくは大規模の模様替については、当分の間、この条例の規定は、適用しない。

別表第 1

(1) 外部から内部を見通すことができ、客等が営業時間中必ず通過し、自由に出入りできる玄関 (2) 対面して受付を行う玄関帳場又はカウンター式のフロント (3) ロビー及び応接室又は談話室 (4) その他規則で定める構造及び設備
摘要 1 各号に掲げる構造及び設備は、施設の規模及び収容人員に相応した規模のものであり、かつ、宿泊又は休憩のために当該施設を利用する者以外の者においても利用できるものでなければならない。 2 <u>摘要 1 に掲げる要件についての技術的基準は、規則で定める。</u>

別表第 2

規制対象施設	地域又は区域
遊技場	(1) 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域のうち、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域（以下「住居系地域」という。） (2) 住居系地域の周囲 1 0 0 メートル以内の区域（当該区域のうち商業地域内にあるものを除く。次号から第 5 号までにおいて同じ。） (3) 学校、図書館、児童福祉施設、病院等及び公園等の敷地から 2 5 0 メートル以内の区域 (4) 市長が別に定める通学路の側端から 3 0 メートル以内の区域 (5) 規則で定める施設の敷地から 2 5 0 メートル以内の区域
ラブホテル	(1) 商業地域以外の地域 (2) 商業地域内の区域であって、次に掲げるもの ア 学校、図書館、児童福祉施設及び病院等の敷地から 2 5 0 メートル以内の区域 イ 市長が別に定める通学路の側端から 3 0 メートル以内の区域

備考

- 「学校」とは、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校で大学を除くものをいう。
- 「図書館」とは、図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館をいう。
- 「児童福祉施設」とは、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条に規定する児童福祉施設をいう。
- 「病院等」とは、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）をいう。
- 「公園等」とは、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園、尼崎市子ども広場の設置及び管理に関する条例（昭和 4 4 年尼崎市条例第 8 号）第 1 条に規定する子ども広場及び市長が別に定める緑地等をいう。

尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例施行規則

平成19年3月20日

規則第10号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（平成18年尼崎市条例第62号。以下「条例」という。）第4条第2項、第6条第1項、第8条第1号、第11条第4項ただし書、第15条、付則第4項、別表第1及び別表第2の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(同意申請の手続)

第2条 条例第4条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 配置図
- (2) 各階平面図
- (3) 立面図
- (4) 断面図
- (5) 外観並びに屋外広告物の色彩及び意匠が分かる完成予想図
- (6) 条例第7条第2項に規定する書面
- (7) その他市長が必要と認める図書

2 条例第4条第2項に規定する同意申請書及び前項各号に掲げる書類は、規制対象施設の建築等を行うに当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）又は第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を行う必要があるときは当該確認の申請を行う前に、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条第1項に規定する公共施設の管理者の同意を得る必要があるときは当該同意の申請を行う前に提出しなければならない。

(表示板に記載する事項)

第3条 条例第6条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名。次号及び第3号において同じ。）
- (2) 設計者の住所及び氏名
- (3) 工事施工者の住所及び氏名
- (4) 予定建築物の計画概要
- (5) 工事予定期間
- (6) 表示板を掲出した日
- (7) その他市長が必要と認める事項

(表示板掲出の届出)

第4条 条例第6条第2項の規定による届出は、規制対象施設建築等表示板掲出届出書に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 現況図
- (3) 条例第6条第1項に規定する表示板を掲出したことを証する遠景及び近景の写真各1枚
- (4) その他市長が必要と認める図書

(自転車駐車場の設置基準)

第5条 条例第8条第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 自転車を駐車させることができる台数が、遊技場内に設置しようとする遊技機の台数の2分の1(都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域内において遊技場(店舗面積が200平方メートルを超えるものに限る。))の建築等を行う場合において、当該台数が尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則(昭和58年尼崎市規則第6号)別表パチンコ屋、映画館、ボーリング場その他これらに類するものの項(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模を下回るときは、当該規模)以上であること。
- (2) 利用者の利便性を考慮した上で、利用しやすい場所に設置し、又は確保すること。

(尼崎市住環境整備審議会への意見聴取の例外)

第6条 条例第11条第4項ただし書の規則で定める場合は、条例第10条第1号に掲げる者が同条の規定による命令に従わないときとする。

(立入検査証)

第7条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式のとおりとする。

(条例付則第4項の規則で定める敷地)

第8条 条例付則第4項の規則で定める敷地は、公共事業の施行により既存施設の除却を余儀なくされた者がその除却される既存施設に代えて新築し、又は改築する規制対象施設で、市長が尼崎市住環境整備審議会の意見を聴いた上で条例第1条に規定する条例の目的に反しないと認めるものの存する敷地とする。

(条例別表第1第4号の規則で定める構造及び設備)

第9条 条例別表第1第4号の規則で定める構造及び設備は、次のとおりとする。

- (1) 会議、催物、宴会等の用に供するための部屋
- (2) 食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに付属して設けられた調理室
- (3) 1人又は3人以上の客に利用させるための客室
- (4) 男女別に設けられた共同便所
- (5) その他市長が必要と認める構造又は設備

(条例別表第1摘要2の規則で定める技術的基準)

第10条 条例別表第1摘要2の規則で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- (1) 玄関が次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 1階その他人の出入りしやすい場所に位置していること。
 - イ 幅が2メートル以上であること。
- (2) 玄関帳場又はカウンター式のフロントが次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 玄関を出入りする客が容易に見える場所に位置していること。
 - イ ロビー及び応接室又は談話室と一体となり、開放的であること。
 - ウ 従業員と客が直接面会できること。
 - エ 受付台の長さが1.8メートル以上であること。
- (3) ロビー及び応接室又は談話室が次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 玄関その他これに準じる出入口が設置されている階に位置していること。
 - イ 次に掲げる施設に設けられるロビー及び応接室又は談話室の床面積(内法寸法により算定されたものをいう。以下同じ。)の合計が、それぞれ次に掲げる基準を満たしていること。

(7) 洋室の数が客室総数の2分の1以上である施設

次表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること。

宿泊者定員	床面積（単位 平方メートル）
30人以下	30
31人から100人まで	宿泊者定員の数値（当該数値が40未満のときは、40）
101人以上	101

(1) 洋室の数が客室総数の2分の1未満である施設

次表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること。

宿泊者定員	床面積（単位 平方メートル）
30人以下	30
31人から50人まで	40
51人以上	51

- (4) 会議、催物、宴会等の用に供するための部屋の床面積の合計が、次表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること。

宿泊者定員	床面積（単位 平方メートル）
30人以下	30
31人から50人まで	40
51人以上	51

- (5) 食堂、レストラン又は喫茶室が次に掲げる基準を満たしていること。

ア 1階その他の人の出入りしやすい場所に位置していること。

イ 次に掲げる施設に設けられる食堂、レストラン又は喫茶室の床面積の合計が、それぞれ次に掲げる基準を満たしていること。

(7) 洋室の数が客室総数の2分の1以上である施設

次表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること。

宿泊者定員	床面積（単位 平方メートル）
30人以下	30
31人から100人まで	宿泊者定員の数値（当該数値が40未満のときは、40）
101人以上	101

(1) 洋室の数が客室総数の2分の1未満である施設

次表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること。

宿泊者定員	床面積（単位 平方メートル）
30人以下	30
31人から50人まで	40
51人以上	51

(6) 客室が次に掲げる基準を満たしていること。

ア 1人用の客室（床面積が20平方メートル以下のものに限る。）の数が客室総数の3分の2以上であること。

イ ダブルベッドを備える客室の数が客室総数の10分の1未満であること。

ウ 客室の出入口がフロント等に通じる共同の廊下に面していること。

(7) 男女別に設けられた共同便所が、玄関が設置されている階及び客室を設置する階に設置されていること。

(条例別表第2 第5 号の規則で定める施設)

第11条 条例別表第2 第5 号の規則で定める施設は、次表のとおりとする。

施設の名称	所在地
市民健康開発センター	尼崎市南塚口町4丁目4番8号
尼崎市立田能資料館	尼崎市田能6丁目5番1号
尼崎市立地域研究史料館	尼崎市昭和通2丁目7番16号

(施行の細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

他都市調査先一覧表

(兵庫県下10市及び大阪府下5市、合計15市に調査回答を依頼し、15市から回答を得た。)

資料2

	市名	回答所属部署	条例等名称
兵 庫 県	尼崎市 (中核市)	都市整備局開発指導課	● 尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例(平成18年12月27日) ● 尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例施行規則(平成19年3月20日) ● 尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例運用細則(平成19年4月1日)
	神戸市 (政令市)	保健福祉局健康部生活衛生課	● 旅館業法施行令の規定に基づく構造設備の基準を定める条例(平成16年3月31日) ● 神戸市ホテル等建築指導要綱(昭和59年4月24日)
	姫路市 (中核市)	都市局まちづくり推進部都市計画課	● 姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例(平成21年6月29日) ● 姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例施行規則(平成21年6月29日) ● 姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例及び姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例施行規則に規定する書類の様式に関する要綱(平成21年6月29日)
	西宮市 (中核市)	環境局環境緑化部環境都市推進グループ	● 旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業等の用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例(平成16年9月29日) ● 旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業等の用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例施行規則(平成16年10月28日)
	明石市 (特例市)	都市整備部都市計画課 (ラブホテル担当)	● 明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例(平成17年3月29日) ● 明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例施行規則(平成17年4月28日) ● 明石市ホテル等建築審査会規則(平成17年4月28日)
		建築室開発審査課 (パチンコ店、ゲームセンター担当)	
	宝塚市 (特例市)	市民環境部環境政策課	● 宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例(平成15年9月19日) ● 宝塚市パチンコ店等審査会規則(平成15年9月19日)
	加古川市 (特例市)	都市計画部開発建築指導局建築指導課	● 加古川市ラブホテル建築規制に関する条例(昭和63年3月31日) ● 加古川市ラブホテル建築規制に関する条例施行規則(昭和63年3月31日)
	芦屋市 (阪神間)	都市環境部都市計画課開発指導担当	● 芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例(平成8年3月6日) ● 芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例施行規則(平成8年3月6日)
大 阪 府 下	三田市 (阪神間)	まちづくり部市民協働室コミュニティ課	● 三田市遊技場等の建築規制に関する条例(以下、「遊技場条例」)(平成10年12月24日) ● 三田市遊技場等の建築規制に関する条例施行規則(以下、「遊技場条例規則」)(平成11年1月28日) ● 旅館業を目的とした建築等の立地規制に関する条例(以下、「旅館業条例」)(昭和56年10月1日) ● 旅館業を目的とした建築等の立地規制に関する条例施行規則(以下、「旅館業条例規則」)(昭和56年10月1日)
	伊丹市 (阪神間)	こども部青少年課	● 伊丹市教育環境保全のための建築等の規制条例(昭和47年3月31日) ● 伊丹市教育環境保全のための建築等の規制条例施行規則(昭和47年4月1日) ● 伊丹市教育環境保全のための建築等の規制条例4条ただし書きの制定および運用について
	堺市 (政令市)	保健所 環境衛生課	● 堺市ラブホテル建築等規制条例(昭和58年10月1日) ● 堺市ラブホテル建築等規制条例施行規則(昭和58年10月31日)
	高槻市 (中核市)	都市産業部開発指導課	● 高槻市ぱちんこ遊技場の建築規制に関する条例(平成8年12月20日) ● 高槻市ぱちんこ遊技場の建築規制に関する条例施行規則(平成8年12月20日) ● 高槻市ぱちんこ遊技場の建築規制に関する指導基準(平成9年2月20日) ● 高槻市ホテル等建築の適正化に関する条例(昭和61年6月26日) ● 高槻市ホテル等建築の適正化に関する条例施行規則(昭和61年7月1日) ● 高槻市ホテル等建築の適正化に関する指導基準(昭和61年9月10日)
	東大阪市 (中核市)	建設局建築部建築指導室指導監察課	● 東大阪市ラブホテル建築規制に関する条例(昭和60年7月6日) ● 東大阪市ラブホテル建築規制に関する施行規則(昭和60年7月6日) ● 東大阪市ラブホテル建築規制に関する条例及び条例施行規則の取扱い要領(昭和60年7月6日)
	四条畷市	市民生活部生活環境課	● 四条畷市ラブホテル及びぱちんこ店の規制に関する条例(平成20年3月28日) ● 四条畷市ラブホテル及びぱちんこ店の規制に関する条例施行規則(平成20年3月28日) いずれも平成20年7月1日から施行
	泉南市	泉南市都市整備部都市計画課	● 泉南市ラブホテル建築規制条例(昭和57年3月18日) ● 泉南市ラブホテル建築規制条例施行規則(昭和57年3月18日) ● 泉南市ホテル等建築審議会規則(昭和59年7月2日)

床面積基準表 （基準がある市のみ）

	ロビー及び応接室又は談話室	食堂等	会議室等																						
尼崎市改正案	<table><tr><th rowspan="2">人員の区分</th><th colspan="2">床面積</th></tr><tr><th>食堂</th><th>ロビー</th></tr><tr><td>30人以下</td><td>30平方メートル</td><td>30平方メートル</td></tr><tr><td>31人から50人まで</td><td>40平方メートル</td><td>40平方メートル</td></tr><tr><td>51人以上</td><td>50平方メートル</td><td>50平方メートル</td></tr></table>		人員の区分	床面積		食堂	ロビー	30人以下	30平方メートル	30平方メートル	31人から50人まで	40平方メートル	40平方メートル	51人以上	50平方メートル	50平方メートル	<table><tr><th>宿泊者定員</th><th>床面積</th></tr><tr><td>30人以下</td><td>30平方メートル</td></tr><tr><td>31人から50人まで</td><td>40平方メートル</td></tr><tr><td>51人以上</td><td>50平方メートル</td></tr></table>	宿泊者定員	床面積	30人以下	30平方メートル	31人から50人まで	40平方メートル	51人以上	50平方メートル
	人員の区分	床面積																							
		食堂	ロビー																						
	30人以下	30平方メートル	30平方メートル																						
	31人から50人まで	40平方メートル	40平方メートル																						
51人以上	50平方メートル	50平方メートル																							
宿泊者定員	床面積																								
30人以下	30平方メートル																								
31人から50人まで	40平方メートル																								
51人以上	50平方メートル																								
神戸市	<table><tr><th>宿泊者の定員</th><th>面積</th></tr><tr><td>30人以下</td><td>30平方メートル</td></tr><tr><td>31人から50人まで</td><td>40平方メートル</td></tr><tr><td>51人以上</td><td>51平方メートル</td></tr></table>		宿泊者の定員	面積	30人以下	30平方メートル	31人から50人まで	40平方メートル	51人以上	51平方メートル															
	宿泊者の定員	面積																							
	30人以下	30平方メートル																							
	31人から50人まで	40平方メートル																							
51人以上	51平方メートル																								
姫路市	<table><tr><th rowspan="2">収容人員</th><th colspan="2">床面積</th></tr><tr><th>ロビー</th><th>食堂</th></tr><tr><td>30人以下</td><td>30平方メートル以上</td><td>30平方メートル以上</td></tr><tr><td>31人から50人</td><td>40平方メートル以上</td><td>40平方メートル以上</td></tr><tr><td>51人以上</td><td>50平方メートル以上</td><td>50平方メートル以上</td></tr></table>		収容人員	床面積		ロビー	食堂	30人以下	30平方メートル以上	30平方メートル以上	31人から50人	40平方メートル以上	40平方メートル以上	51人以上	50平方メートル以上	50平方メートル以上									
	収容人員	床面積																							
		ロビー	食堂																						
	30人以下	30平方メートル以上	30平方メートル以上																						
	31人から50人	40平方メートル以上	40平方メートル以上																						
51人以上	50平方メートル以上	50平方メートル以上																							

高槻市	● 客室総数の2分の1以上が洋室であるホテル等 <table><tr><td>収容人員の区分</td><td>30人以下の場合</td><td>30人を超え100人以下の場合</td><td>100人を超える場合</td></tr><tr><td>床面積</td><td>30平方メートル</td><td>客室の収容人員に1平方メートルを乗じて得た数値</td><td>101平方メートル以上</td></tr></table> ● 客室総数の2分の1以上が和室であるホテル等 <table><tr><td>収容人員の区分</td><td>30人以下の場合</td><td>30人を超え50人以下の場合</td><td>50人を超える場合</td></tr><tr><td>床面積</td><td>30平方メートル</td><td>40平方メートル</td><td>50平方メートル以上</td></tr></table>	収容人員の区分	30人以下の場合	30人を超え100人以下の場合	100人を超える場合	床面積	30平方メートル	客室の収容人員に1平方メートルを乗じて得た数値	101平方メートル以上	収容人員の区分	30人以下の場合	30人を超え50人以下の場合	50人を超える場合	床面積	30平方メートル	40平方メートル	50平方メートル以上	<table><tr><td>収容人員の区分</td><td>30人以下の場合</td><td>30人を超え100人以下の場合</td><td>100人を超える場合</td></tr><tr><td>床面積</td><td>30平方メートル</td><td>客室の収容人員に1平方メートルを乗じて得た数値</td><td>101平方メートル以上</td></tr></table>	収容人員の区分	30人以下の場合	30人を超え100人以下の場合	100人を超える場合	床面積	30平方メートル	客室の収容人員に1平方メートルを乗じて得た数値	101平方メートル以上
収容人員の区分	30人以下の場合	30人を超え100人以下の場合	100人を超える場合																							
床面積	30平方メートル	客室の収容人員に1平方メートルを乗じて得た数値	101平方メートル以上																							
収容人員の区分	30人以下の場合	30人を超え50人以下の場合	50人を超える場合																							
床面積	30平方メートル	40平方メートル	50平方メートル以上																							
収容人員の区分	30人以下の場合	30人を超え100人以下の場合	100人を超える場合																							
床面積	30平方メートル	客室の収容人員に1平方メートルを乗じて得た数値	101平方メートル以上																							
東大阪市	<table><tr><td>収容人員</td><td>30人以下の場合</td><td>31人以上で50人以下の場合</td><td>50人を超える場合</td></tr><tr><td>床面積(壁芯)</td><td>30.0㎡以上</td><td>40.0㎡以上</td><td>50.0㎡以上</td></tr></table> 床面積人員×0.9㎡以上(壁芯) ただし、部屋数が15部屋以上のものに限る。	収容人員	30人以下の場合	31人以上で50人以下の場合	50人を超える場合	床面積(壁芯)	30.0㎡以上	40.0㎡以上	50.0㎡以上	<table><tr><td>収容人員</td><td>30人以下の場合</td><td>31人以上で50人以下の場合</td><td>50人を超える場合</td></tr><tr><td>床面積(壁芯)</td><td>30.0㎡以上</td><td>40.0㎡以上</td><td>50.0㎡以上</td></tr></table>	収容人員	30人以下の場合	31人以上で50人以下の場合	50人を超える場合	床面積(壁芯)	30.0㎡以上	40.0㎡以上	50.0㎡以上								
収容人員	30人以下の場合	31人以上で50人以下の場合	50人を超える場合																							
床面積(壁芯)	30.0㎡以上	40.0㎡以上	50.0㎡以上																							
収容人員	30人以下の場合	31人以上で50人以下の場合	50人を超える場合																							
床面積(壁芯)	30.0㎡以上	40.0㎡以上	50.0㎡以上																							
四条畷市	<table><tr><th data-bbox="319 1406 633 1503" rowspan="2">収容人員の区分</th><th colspan="3" data-bbox="633 1406 1382 1451">床面積</th></tr><tr><th data-bbox="633 1451 896 1503">ロビー等</th><th data-bbox="896 1451 1139 1503">会議室等</th><th data-bbox="1139 1451 1382 1503">食堂等</th></tr><tr><td data-bbox="319 1503 633 1563">30人以下</td><td data-bbox="633 1503 896 1563">30平方メートル</td><td data-bbox="896 1503 1139 1563">30平方メートル以上</td><td data-bbox="1139 1503 1382 1563">30平方メートル以上</td></tr><tr><td data-bbox="319 1563 633 1626">31人以上50人以下</td><td data-bbox="633 1563 896 1626">40平方メートル以上</td><td data-bbox="896 1563 1139 1626">40平方メートル以上</td><td data-bbox="1139 1563 1382 1626">40平方メートル以上</td></tr><tr><td data-bbox="319 1626 633 1729">51人以上100人以下</td><td data-bbox="633 1626 896 1729">客室の収容定員に1平方メートルを乗じて得た数値</td><td data-bbox="896 1626 1139 1729">客室の収容定員に1平方メートルを乗じて得た数値</td><td data-bbox="1139 1626 1382 1729">客室の収容定員に1平方メートルを乗じて得た数値</td></tr><tr><td data-bbox="319 1729 633 1789">101人以上</td><td data-bbox="633 1729 896 1789">101平方メートル</td><td data-bbox="896 1729 1139 1789">101平方メートル</td><td data-bbox="1139 1729 1382 1789">101平方メートル</td></tr></table>	収容人員の区分	床面積			ロビー等	会議室等	食堂等	30人以下	30平方メートル	30平方メートル以上	30平方メートル以上	31人以上50人以下	40平方メートル以上	40平方メートル以上	40平方メートル以上	51人以上100人以下	客室の収容定員に1平方メートルを乗じて得た数値	客室の収容定員に1平方メートルを乗じて得た数値	客室の収容定員に1平方メートルを乗じて得た数値	101人以上	101平方メートル	101平方メートル	101平方メートル		
収容人員の区分	床面積																									
	ロビー等	会議室等	食堂等																							
30人以下	30平方メートル	30平方メートル以上	30平方メートル以上																							
31人以上50人以下	40平方メートル以上	40平方メートル以上	40平方メートル以上																							
51人以上100人以下	客室の収容定員に1平方メートルを乗じて得た数値	客室の収容定員に1平方メートルを乗じて得た数値	客室の収容定員に1平方メートルを乗じて得た数値																							
101人以上	101平方メートル	101平方メートル	101平方メートル																							

他都市調査結果一覧表

	市名	玄関	玄関幅場又はフロント	ロビー及び応接室又は談話室	左の床面積基準	会議、催物、宴会等の用に供するための部屋	左の床面積基準	食堂、レストラン又は喫茶室	左の床面積基準	客室	共同便所
兵庫県	尼崎市(改正案等)	1階その他の他人の出入りしやすい場所に位置 - 幅 2メートル以上	- 玄関を出入りする客が容易に見える場所に位置 - ロビー及び応接室又は談話室と一体となり、開放的である - 従業員と客が直接面会できる - 受付台の長さ 1.8メートル以上	- ロビー及び応接室又は談話室が次に掲げる基準を満たしていること - ア 玄関その他これに準じる出入口が設置されている階に位置していること - イ ロビー及び応接室又は談話室の床面積(内法寸法により算定されたものをいう。以下同じ。)の合計については、接客室等の規模及び業務の適正化等に関する法律施行令(以下「法施行令」という。)第3条第1項第2号に掲げる基準を満たしていること	面積基準 21ページのとり	会議の用に供するための部屋の床面積が、次表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること	面積基準 21ページのとり	- 食堂、レストラン又は喫茶室が次に掲げる基準を満たしていること - ア 1階その他の他人の出入りしやすい場所に位置していること - イ 食堂、レストラン又は喫茶室の床面積の合計については、法施行令第3条第1項第2号に掲げる基準を満たしていること	面積基準 21ページのとり	- 客室が次に掲げる基準を満たしていること - ア 1人用の客室(床面積が10平方メートル以下のものに限る。)の数が客室総数の3分の1以上であること - ダブルベッドを備える客室の数が客室総数の10分の1未満であること - ウ 客室の出入口がフロント等に通じる共同の廊下に面していること	男女別に設けられた共同便所が、玄関が設置されている階及び会議室、食堂、その他客等が利用する共用施設並びに便所を設けていない客室のある階に設置されていること
	神戸市	玄関及び駐車場の出入口に、見通しを遮るビニールカーテンその他これに類するしゃべい物を設置しない	- 宿泊者及び宿泊しようとする者の出入りを直接確認することができる場所に設けられている - 玄関幅場等の設置箇所は、1施設につき1箇所(ただし、当該施設の規模その他の事情を考慮し、宿泊者等の出入りを直接確認する上で支障がないと認められる場合は、この限りでない。) - 玄関幅場等及びその周辺に、宿泊者等の往来を容易に見通すことができないようなカーテン、隠いその他障壁が設けられていない - 玄関幅場等の受付台 0.3メートル以上の幅、1.8メートル以上の長さ及び床面から0.7メートル以上の高さを有する - 玄関幅場等の受付台の上方には、1メートル以上の高さの空間がある - 必要に応じて、玄関幅場等に接する事務室その他の宿泊者等との面接に係る事務を処理するための居室が設けられている - 玄関幅場等に、客室を開閉するための鍵その他これに類するものを収納するための設備が設けられている - 玄関幅場等及びその周辺に、宿泊者等との面接に適した照度を有する照明設備が設けられている - 玄関幅場等に、宿泊者等が宿泊者名簿に記載するための設備が設けられている - 客室の扉を自動的に施錠し又は開錠することができる装置と連動した客室内板その他の設備であって玄関幅場等での宿泊者等との面接を妨げる設備が設けられていない - 宿泊者等が自動車の駐車のために供するための乗来物又は区画から玄関幅場等を経由することなく直接個々の客室へ出入りすることのできる構造になっていない	- 何人も自由に利用することができるロビー及び応接室又は談話室を有する - 前各号に掲げる構造設備は、ホテル等の規模及び収容人員に相応したものである	面積基準 21ページのとり		当該施設の規模及び収容人員に応じた広さの調理室(換気上有効な機械換気設備が設けられているものに限る。)及び食堂を有する	面積基準 21ページのとり	1人の客に利用させるための客室又は3人以上の客に利用させるための客室を当該施設の規模及び収容人員に応じた数を有する - 出入口には、客室の名称の表示 - 出入口は、宿泊者が自由に開閉できる構造 - 浴室(浴室、便所その他これらに類する部分を除く。以下同じ。)の有効幅員は、1.8メートル以上 - 客室は、1人用客室(幅員が1.4メートル以下の客室をいう。以下同じ。)を置く場合にあっては1人用客室1台当たり4平方メートル以上の、2人用客室(幅員が1.4メートルを超える客室をいう。以下同じ。)を置く場合にあっては2人用客室1台当たり8平方メートル以上の床面積を有する	ロビー及び食堂の利用者の用に供するための共用の便所が、適当な場所に設けられている	
	姫路市		- 玄関幅場 - 客の出入りを確認できる場所に設ける - カーテン、隠い等によって遮断されておらず、客と直接対面できる構造	玄関幅場に接し、規則で定める床面積を有するロビーが設けられている	面積基準 21ページのとり		規則で定める床面積を有する食堂(調理室を含む。)が設けられていること。ただし、当該ホテル等の立地条件等を勘案して、市長が特に食堂を設ける必要がないと認めたときは、この限りでない	面積基準 21ページのとり			
	西宮市		- 外部から内部を見通すことができ、かつ、営業時間中自由に入出入りすることのできる玄関がある - 玄関から容易に見え、かつ、利用者等と開放的に対面して応対する構造のフロント又は幅場がある	利用者が自由に利用することができるロビー、応接室その他これらに類する施設がある			食堂、レストラン、喫茶室等及びこれらに付随する調理室等の施設がある			利用者等が自由に利用することのできる男女別便所がある	
	明石市	- 外部から内部を見通すことができ、かつ、営業時間中に自由に入出入りすることのできる玄関 - 前各号に掲げるもののほか、市長が審査会の意見を聴いた上で規則で定める構造又は設備	- 受付及び応接の用に供する幅場、フロント等の設備 - 前各号に掲げるもののほか、市長が審査会の意見を聴いた上で規則で定める構造又は設備	- 自由に利用することができるロビー、応接室、談話室等の設備 - 前各号に掲げるもののほか、市長が審査会の意見を聴いた上で規則で定める構造又は設備	会議、催物、宴会等に使用することができるロビー、応接室、大広間等の施設	- 食堂、レストラン等及びこれらに付随する調理室、配膳室等の設備 - 前各号に掲げるもののほか、市長が審査会の意見を聴いた上で規則で定める構造又は設備			- 自由に利用することのできる男女別便所 - 前各号に掲げるもののほか、市長が審査会の意見を聴いた上で規則で定める構造又は設備		
	宝塚市	- ラブホテルに該当するかについては、提出図書等に基づいて審査会が判定することとしており、特に施設基準は定めていない - よって、以下の施設基準に関する質問項目については回答はありません									
	加古川市	外部から内部を見通すことができ、かつ、営業時間中に必ず通過し、自由に出入りできる幅2メートル以上の玄関	宿泊者等及びそれ以外の客と開放的に応接できるロビー等と一体となったフロント、幅場又はこれらに類する施設(以下「フロント等」という。)及びこれらに併設する事務室	玄関に近接し、宿泊者等及びそれ以外の客が自由に利用することのできるロビー、応接室又は談話室	宿泊者等以外の客にあつても利用できる会議室、集客室、大広間(宴会場)等の施設	宿泊者等以外の客にあつても利用できる食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに付随する厨房、配膳室等の施設	18平方メートル以下の1人用の客室の床面積の合計が、全客室の床面積の合計の3分の1以上である構造 - ダブルベッド(ベッドの幅が1.4メートル以上のものをいう。)又はツインベッドを備える客室数が、全客室数の3分の1以上である構造		建築物の1階及び必要その他の階に男女別共用便所を設ける構造		
	芦屋市	外部から内部を見通すことができ、客その他の関係者が、営業時間中必ず通過し、自由に出入りすることのできる玄関	- ロビー等と一体で、開放的に客等と応接できるフロント又は幅場 - フロント等から各客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等	玄関に近接し、客等が自由に利用することのできるロビー又は応接室若しくは談話室	会議、宴会、催物等に使用することのできる会議室、宴会場、幅場等	食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに付随する調理室、配膳室等					

	市名	玄関	玄関帳場又はフロント	ロビー及び応接室又は談話室	左の床面積基準 会議、催物、宴会等の用に供するための部屋	左の床面積基準 食堂、レストラン又は喫茶室	左の床面積基準 客室	共同便所
大阪府	三田市	● 玄関に目かくし等を設け、宿泊しようとする客が人目につかずに入れるようにしたもの	● 宿泊しようとする客と開放的に面接し、かつ、事務をとることができる適当な広さの玄関帳場を有していないもの			● 食堂、大広間又は共同浴場の施設設備を有していないもの	● 客室に寝台を設ける場合、その寝台が特異な形態のものあるいは客室におけるシングル用寝台が著しく少ないとき又は全く設けしていない場合 ● 客室の床、天井又は壁の仕上材に織等を用いたもの	
	伊丹市	● 営業時間中、自由に出入りすることのできる玄関を有する。	● 客との面接を行うフロント、玄関帳場その他これらに類する施設等は1か所とし、その施設等の位置は、ロビー等と接して設置。 又、客との面接はオープン形式(相互に上半身以上での面接が可能な形式)で行うもの。 ● フロント、玄関帳場その他これらに類する施設より各客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等の施設は宿泊又は休憩のために客室を利用するものが通常使用する構造 又駐車場からは直接客室に入室できない構造	● 自由に利用することのできるロビー、応接室、談話室等の施設を設ける。	● 会議、催物、宴会等に使用することのできる会議室、集客室又は大広間(宴会場)等の施設を設ける。	● 食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに付随する厨房、配膳室等の施設を設ける。	● 客室の床、天井又は壁等には横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡その他専ら異性を同伴する客に応ずるための設備を設けない。 ● 客室の窓は採光を充分取れるもので、室内に面する部分に装飾等を施さない。 ● 浴室、シャワー場の内部が客室から見通せない構造 ● 客室に特殊構造ベッド(振動・回転・ローリングベッド等を含む。)を用いない。 ● 性的好奇心をそそる写真、本、フィルム、ビデオテープ又はビデオ装置その他これらに類する物品を備えない。	
	堺市	● 外部から内部を見通すことができ、かつ、営業時間中自由に出入りすることのできる玄関	● 受付及び応接の用に供する帳場、フロント等の施設並びにこの施設から各客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等の施設 ● 前各号に掲げるもののほか、特に市長が定める構造又は設備	● 自由に利用することができ、かつ、客室数に応じた広さを有するロビー、応接室等の施設 ● 前各号に掲げるもののほか、特に市長が定める構造又は設備	● 会議、催物、宴会等に使用することのできる会議室、集客室、広間等の施設 ● 前各号に掲げるもののほか、特に市長が定める構造又は設備	● 食堂、レストラン、喫茶室等及びこれらに付随する調理室等の施設 ● 前各号に掲げるもののほか、特に市長が定める構造又は設備	● 18平方メートル以下の1人部屋の床面積の合計が全客室の床面積の合計の3分の1以上を占める構造 ● ダブルベッド(幅が1.4メートルを超えるベッドをいう。)を備える部屋の数が全客室数の10分の1を超える構造 ● 客の性的感情を刺激しない清潔な内装、照明、装飾、装飾品等の内部設備等	
	高槻市	● 外部から内部を見通すことができ、客その他の関係者が、営業時間中必ず通過し、自由に出入りすることのできる玄関を有する。 ● 主要な道路に面し、入口の幅がおおむね1.8メートル以上を有するなど客等が荷物を持って容易に行き来することができる構造 ● 当該建築物の1階部分に位置するものであること。 (ただし、敷地の形態、周辺の地形、建築物の権利関係等により、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。)	● ロビー等と一体で、開放的に客等と応接できるフロント又は帳場を有する。 ● 客その他の関係者に応接し、案内、宿泊予約の受付、宿泊者名簿への記入、会計等の職務の用に供するための設備及び場所 ● 玄関から容易に見えるよう客等が通過する場所に位置すること。また、囲い等により客等の出入りを容易に見ることができない構造でない。 ● 受付台の長さが1.8メートル以上を有するなど事務をとるのに適した広さを有し、相対する客等と従業員が直接面接できる構造	● 玄関に近接し、客等が自由に利用することのできるロビー又は応接室若しくは談話室を有する。 ● フロント等に付属する場所で、待合又は談話できるよう椅子、テーブル等を有する室又は場所 ● 玄関と同一の階に位置	● 会議、宴会、催物等に使用することのできる会議室、宴会場、催場等を有する。 ● 飲食、宴会等に興を誘える形態で音楽、演奏等の興行行為ができるよう舞台又はその他の設備を有する室又は場所 ● 会議、宴会、催し等を無理なく行える配置、構造	● 食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに付随する調理室、配膳室等を有する。 ● 客等の利便を考慮した配置、構造	● 給客室に対する定員別の客室の構成が、規則で定める割合を有すること。ただし、規則で定めるホテル等については、この限りでない。 ● 通常、客の宿泊の用に供する室(客室に付属する浴室、便所、洗面所、床の間、押入れ、板間、廊み込み等を含み、パイプスペース、ダクトスペース等を除く。)をいう。	男女別に、1階及び必要なその他の階に設けられたもの。
大阪府	東大阪市	● 営業時間中自由に出入りすることができる玄関で外部から内部を見通すことができる。 ● 主要出入口と玄関、ロビーの配置開放的に感じられるもの。 ● 収容人員50人以下の場合 開口1.8m以上(壁芯) ● 収容人員50人を超える場合 開口2.7m以上(壁芯)	● フロント等から各客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機の施設で、宿泊又は休憩のために客室を利用する者が通常使用する構造 ● 収容人員50人以下の場合 開口1.8m以上(壁芯) 床面積5.0㎡以上 ● 収用人員50人を超える場合 開口2.7m以上(壁芯) 床面積10.0㎡以上	● エントランスホール及びロビーと一体となったフロント、帳場又はこれらに類する施設並びにこれに併設する事務室	● 宿泊又は休憩のために利用する客以外の客にあっては利用できない応接室、会議室又はこれらに類する施設	● 宿泊又は休憩のために利用する客以外にあっては利用できない食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに付随する厨房、配膳室等の施設	● 18平方メートル以下の1人部屋の床面積の合計が、全客室の床面積合計の3分の1以上である構造 ● ダブルベッドを備える客室数が、全客室数の3分の1以下である構造 ● 客の性的感情を刺激しない清潔な内装、照明、装飾、装飾品等の内部設備 ● 車庫と客室等の専用階段のないもの ● 客室入口が共用廊下に直接面するもの ● 浴室が外部から見通すことのできないもの ● 利用客の出入りがわかりやすくしてある構造でないもの ● 18㎡以下の1人部屋(床面積の算定は壁芯とする。ただしパイプスペースを除き算定する)	● 建築物の1階及び2階に男女別共用便所を設ける構造 ● 収容人員50人以下の場合 1、2階各階に男子は小便器各1個以上、女子大便器1個以上設置する。 ● 50人を超える場合 1、2階の各階男子は小便器、大便器各2個以上、女は大便器2個以上設置すること。手洗は1、2階の各階及び男女別に各2個以上設置する。
	四条市	何人も、市の区域内においては、ラブホテルの建築をしてはならない。 ● 何人も、市の区域内においては、建築に該当しない場合であっても、既存の建築物をラブホテルにする修繕をし、または模様替をしてはならない。 ● したがって、規定はありません。			面積基準 22ページの とおり (既存の 増築等 に限る)	面積基準 22ページの とおり (既存の 増築等 に限る)	面積基準 22ページの とおり (既存の 増築等 に限る)	左と同じ
泉南市								